

「道路交通法の一部を改正する法律案」について

1 改正案の概要

- (1) 特定自動運行に係る許可制度の創設に関する規定の整備
 - ア 特定自動運行の定義等に関する規定の整備
 - イ 特定自動運行の許可に関する規定の整備
 - ウ 特定自動運行実施者等の遵守事項等に関する規定の整備
 - エ 特定自動運行実施者に対する行政処分等に関する規定の整備
- (2) 特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備
 - ア 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備
 - イ 遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備
- (3) 特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備
 - ア 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備
 - イ 免許情報記録個人番号カードに関する規定等の整備
 - ウ 免許情報記録の有効期間の更新に係る規定等の整備
 - エ 運転免許証等の保管に関する規定の廃止等
 - オ 運転経歴の記録に関する規定の整備
- (4) その他
 - ア 通行させている者を歩行者とする車に関する規定の整備
 - イ 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備
 - ウ 自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務
 - エ 安全運転管理者に関する規定の整備

2 施行期日

- 1 (4)イ及びエ関係：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- 1 (1)、(2)イ並びに(4)ア及びウ関係：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- 1 (2)ア関係：公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- 1 (3)関係：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

道路交通法の一部を改正する法律案（概要）

① 特定自動運行に係る許可制度の創設

- レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転（特定自動運行）を行おうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。
- 都道府県公安委員会は、許可をしようとするときは、市町村の長等の意見を聴かなければならないこととする。
- 遠隔監視のための体制を整えなければならないこととするなど、許可を受けた者の遵守事項や交通事故があった場合の措置等について定める。

② 新たな交通主体の交通方法等に関する規定の整備

1 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等

- 最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とする。
- 特定小型原動機付自転車の運転には運転免許を要しないこととし（ただし、16歳未満の運転は禁止）、ヘルメット着用を努力義務とする。
- 特定小型原動機付自転車は、車道通行を原則とする。
- 特定小型原動機付自転車のうち、一定の速度以下に最高速度が制限されており、それに連動する表示がなされているものについては、例外的に歩道（自転車通行可の歩道に限る。）等を通行することができることとする。
- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする。また、危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命ずることとする。

2 遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）の交通方法等

- 遠隔操作により通行する車であって、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当するものを「遠隔操作型小型車」とし、歩行者と同様の交通ルール（歩道・路側帯の通行、横断歩道の通行等）を適用する。
- 遠隔操作型小型車の使用者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないこととする。

③ 運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備

- 希望者には、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することができることとする。
- 自動車等を運転するときは、上記事項が記録された個人番号カード又は運転免許証を携帯していなければならないこととする。

その他

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務
- 安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引上げ等
- バス停等における駐停車禁止の規制から除外する対象の拡大

等

2-1 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の交通方法等について

<背景>

電動キックボードの公道での走行について、最高速度等に応じた新たな車両区分の設定等、交通ルールに関する制度整備が必要
(「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定))

(1) 最高速度、車体の大きさ

- ・ 最高速度：一般的な自転車利用者の速度(20km/h)
- ・ 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当



(2) 運転することができる者

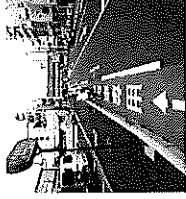
- ・ 運転免許は要しないこととするが、16歳未満の者については運転を禁止
- ・ 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務を課す

(3) 通行場所

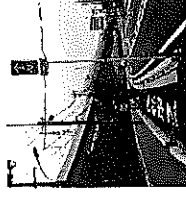
- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車通行可の歩道のみ)等の通行可



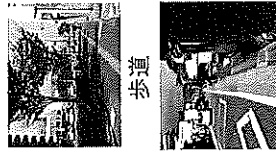
車道



普通自転車
専用通行帯



自転車道



歩道

路側帯

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)

動運行用自動車を当該指示等に従って通行させるため必要な措置を講じなければならないこととする
など、道路において特定自動運行が終了した場合の措置等に関する規定を整備する。

(五) その他所要の規定を整備する。

四 特定自動運行実施者に対する行政処分等に関する規定の整備（第七十五条の二十五から第七十五条の二十九まで関係）

(一) 公安委員会による特定自動運行実施者に対する指示並びに特定自動運行の許可の取消し及びその効力の停止の規定を設けることとする。

(二) 警察署長による特定自動運行の許可の効力の仮停止の規定を設けることとする。

(三) その他所要の規定を整備する。

第二 特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備

一 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備（第二条、第十七条、第十七条の二、第十七条の三、第十八条、第二十五条、第三十条、第三十四条、第三十五条、第三十八条、第六十四条、第六十四条の二、第六十七条、第七十一条の四、第一百八条の二、第一百八条の三の五、第一百八条の三の六、

第百八条の二十六、第百八条の二十九、第百八条の三十二の四、第百十条の二及び第百二十五条関係)

(一) 原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」と定義することとする。

(二) 特定小型原動機付自転車は、自転車道を通行することができることとする。

(三) 特例特定小型原動機付自転車（特定小型原動機付自転車のうち、歩道又は路側帯（以下「歩道等」という。）を通行する間当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるものであることを一定の方法により表示していること、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当すること等の一定の要件に該当するもので、他の車両を牽引していないものをいう。）は、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされている場合等には、歩道等と車道の区別のある道路においても、歩道等を通行することができることとする。

(四) 特定小型原動機付自転車は、道路の左側端に寄って当該道路を通行しなければならないこととする

ほか、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならないこととする。

(五) 特定小型原動機付自転車は、運転免許を受けずに運転することができるとする。

(六) 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならないこととするほか、何人も、特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある十六歳未満の者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならないこととする。

(七) 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないこととする。

(八) 公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関し政令で定める特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、その者に対し、三月を越えない範囲内で期間を定めて、公安委員会が行う特定小型原動機付自転車の運転による危険を防止するための講習を受けるべき旨を命ずることができることとする。

(九) 特定小型原動機付自転車販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従って特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならないこととする。

(十) その他所要の規定を整備する。

二 遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備（第二条、第四条から第八条まで、第十条、第十二条から第十三条の二まで及び第十四条の二から第十五条の六まで関係）

(一) 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。）により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当するものであり、かつ、一定の基準に適合する非常停止装置を備えているものを「遠隔操作型小型車」と定義することとする。

(二) 遠隔操作型小型車は、歩道又は歩行者等の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のある道